

CITY OF YOKOHAMA

横浜市の高齢者虐待の現状と 虐待防止の推進

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部
高齢施設課

令和8年3月12日



横浜市

目次

- 1 高齢者虐待防止に関する関係法令
- 2 横浜市の現状
- 3 高齢者虐待防止の推進
- 4 事例紹介
- 5 横浜市の高齢者虐待防止に関する資料

1 高齢者虐待防止に関する関係法令

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法：平成18年4月1日施行)

【第5条】

養介護施設従事者等の高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

【第21条】

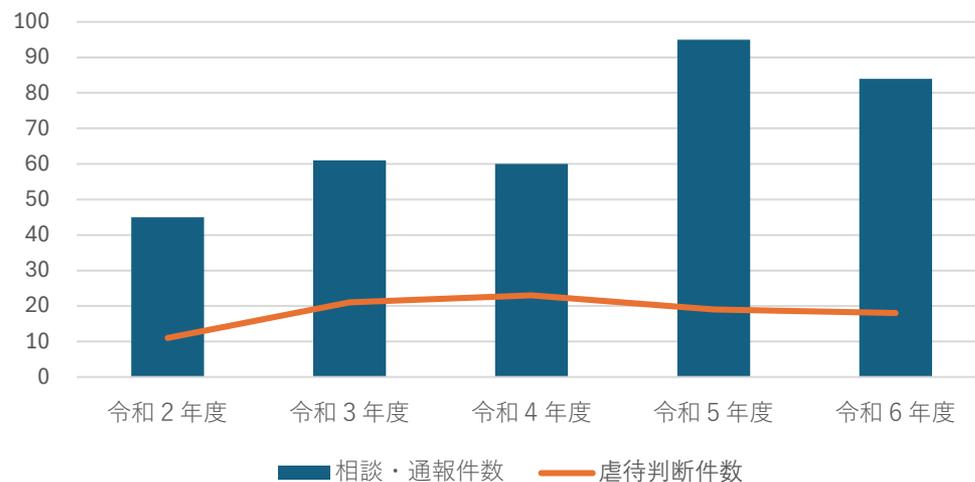
養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 横浜市の現状①

高齢者虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数

	相談・通報件数	虐待判断件数
令和2年度	45	11
令和3年度	61	21
令和4年度	60	23
令和5年度	95	19
令和6年度	84	18

高齢者虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数



2 横浜市の現状②

高齢者虐待の虐待種別

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
令和2年度	20	5	5	3	0
令和3年度	34	22	30	1	0
令和4年度	20	18	18	0	5
令和5年度	14	2	15	0	5
令和6年度	11	0	13	1	4

2 横浜市の現状③

高齢者虐待の相談・通報者（令和6年度）

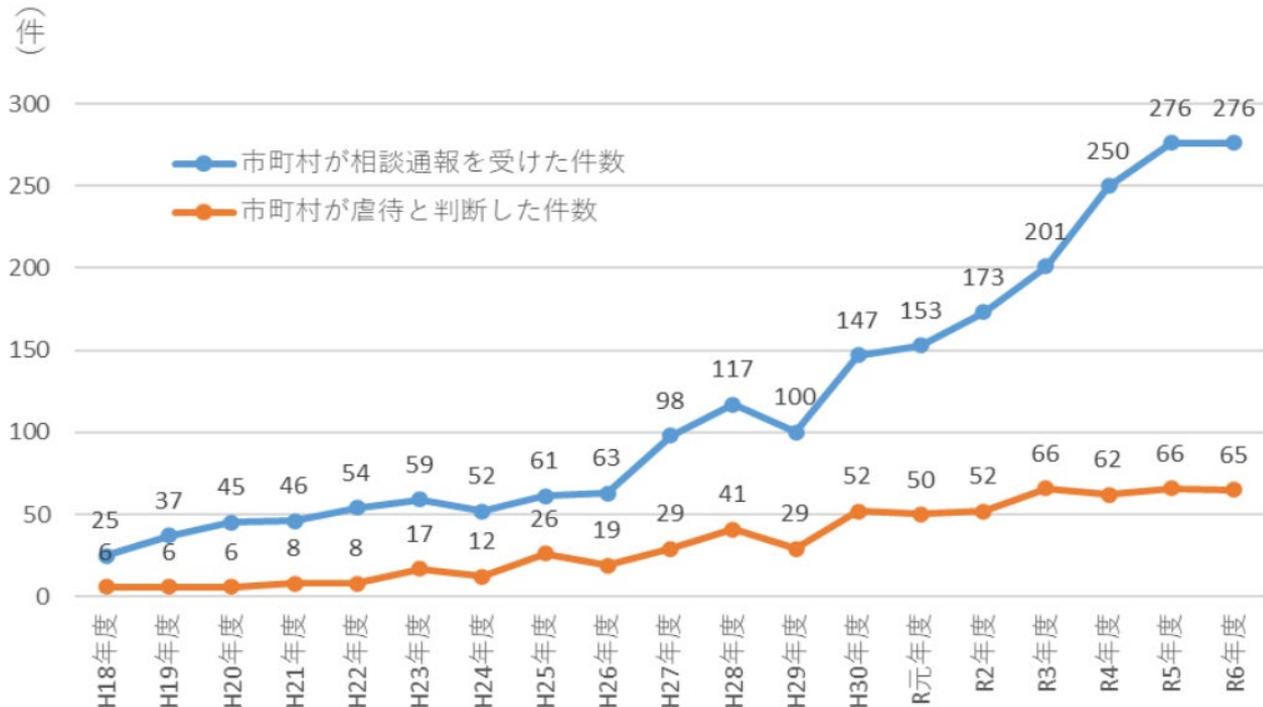
	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者 (医師含む)	介護支援専門員	警察	その他・不明	合計
件数	2	13	30	13	6	3	0	2	15	84
構成割合(%)	2.4	15.5	35.7	15.5	7.1	3.6	.0	2.4	17.9	100

相談・通報が寄せられた施設事業所のサービス種別（令和6年度）

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護医療院・介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	その他	合計
件数	19	9	0	17	12	14	2	1	0	1	7	82
構成割合(%)	23.2	11.0	0	20.7	14.6	17.1	2.4	1.2	0	1.2	8.5	100

【参考】
要介護施設従事者等による高齢者虐待神奈川県内の市町村への相談・通報

相談・通報件数と虐待判断件数



神奈川県令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より

3 高齢者虐待防止の推進

令和6年度介護報酬改定

高齢者虐待防止措置未実施減算

【概要】	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。
【単位数】	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
【要件】	虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

3 高齢者虐待防止の推進

実施が必要な虐待の発生・再発防止研修・委員会

研修	委員会
・年2回以上の開催 (新規採用時の実施も重要)	・定期的(年1回以上)な開催 (結果を従業者に周知)

身体拘束廃止未実施減算

【概要】	身体的拘束の適正化のための措置（身体的拘束を実施した場合の様態等の記録、「身体的拘束等適正化検討委員会の開催」、指針の整備、研修の実施）が講じられていない場合に、基本報酬を所定単位数から減算する。
【単位数】	所定単位数の100分の10を減算
【求められる取組】	身体的拘束等の適正化研修 年2回以上（新規採用時の実施も重要） 身体的拘束等の適正化委員会 3か月に1回以上 （多職種で構成し、結果を従業者に周知）

4 事例紹介

介護職員による入居者に対する虐待が発生した、とある高齢者施設での取組

- ・虐待事案が発生！

→即日、施設内・法人への報告連絡相談、当該職員への対応、入居者への対応、入居者家族への対応、ケアの体制の見直し、行政報告

- ・全職員へのヒアリング・アンケートの実施

- ・高齢者虐待防止研修の開催

- ・ミーティングの開催

①ミーティングの開催目的

②事案の経緯と対応状況の振り返り

③原因分析、再発防止策の共有

④アンケート結果

⑤グループワーク

トークテーマ：「その人らしさ」を活かした支援

介護職員による入居者に対する虐待が発生した、とある高齢者施設での取組

事例を通して

- ・ 迅速な初動対応が大切
- ・ 研修事前アンケートより、「職員に説明しても伝わらない」とのお声を多数いただきました。
→ミーティングや研修で、職員が自分事として考える仕組みを考える。
(トップダウンにならない。GWのファシリテーションを通して、職員の発言を引き出す。)
- ・ 個人の問題ではなく、組織の課題として捉える。
- ・ GWでその人らしさを考えることで、「弱み」ではなく、入居者の「強み」に注目する。
本人の価値観・大切にしたいことを尊重する。(これまでの本人の生活歴、趣味、嗜好など)
- ・ 職員の「出来なかった事」ではなく、「出来た事・良かったケア」に目を向ける。

→「風通しの良い職場」につながる。

5 横浜市の高齢者虐待防止に関する資料

横浜市高齢者虐待防止事業指針

横浜市における高齢者虐待への対応の基本的な考え方を示しています。

- ・ 指針は横浜市のホームページからダウンロードできます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryō-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kaigohoken-igai-service/zaitaku-yoengo-shien/koureishagyakutai.files/0008_20240524.pdf

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA